

社会福祉法人瑞仁会

役員等の旅費及び役員等報酬に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞仁会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

第2条 役員等が法人及び園の職務により出張したときは、旅費を支給する。
2 前項の旅費は、原則として本規定の別表1の役員等旅費規程により支給する。

第3条 役員等が理事会・評議員会等に出席した場合は、当該役員等に対して報酬を現金をもって本人に支給する。
2 常勤、非常勤役員については、支給しない。

第4条 前条の費用の報酬は、次の額とする。

(1) 理事会・評議員会等に出席した場合	10,000円
(2) 監事が監査に出席した場合	10,000円
(3) 役員等が公の検査に出席した場合	10,000円

附 則

この規程は平成11年4月1日より施行する。

平成14年2月20日一部改正。

平成29年4月1日一部改正。

(別表1)

役員等旅費規程

1. 管内出張		備考
日 当	0 円	
交 通 費	実 費	
食 事 代	1,000円	所要時間が4時間以上でかつ必要と認めた場合
管内出張とは、園所在地より半径20km以内の市町村であって宿泊を要しない出張をいう。		

2. 管外出張		備考
① 宿泊を要しない管外出張		
日 当	2,500円	
交 通 費	実 費	
② 宿泊を要する管外出張		
日 当	5,000円	
交 通 費	実 費	
宿 泊 費	実 費	
管外出張とは、上記以外の市区町村であって、所要時間が往復時間を含めて4時間以上を要する出張で、宿泊を要する場合と要しない場合を区別する。		